

返子ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

理事会： 本クラブの理事会
理事： 本クラブの理事会メンバー
会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
R I： 国際ロータリー
年度： 7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事会

第1節 一 理事会の構成

返子ロータリークラブ（以下、「本クラブ」という）の管理主体は本クラブの会員14名以内により成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および会場監督の8名以内の役員ならびに本細則第3条第1節に基づいて選挙された7名以内の理事をもって理事会を構成するものとする。

第2節 一 議決権

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督は必ず理事に就任し、他6名以内の理事とともに各人1個の議決権を有する。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 一 役員を選挙すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次々年度会長ならびに次年度副会長、幹事、会計、会場監督および7名以内の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次々年度会長、次年度副会長、幹事、会計および会場監督がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た7名以内の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次々年度会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するもの

とする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節 — 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填するものとする。

第3節 — 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 — **会長**。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、または指名し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 — **会長エレクト**。理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第3節 — **副会長**。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務めまたは指名し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 — **幹事**。会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 — **会計**。すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るにあたっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または理事会に引き継がなければならない。

第6節 — **会場監督**。通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 — **年次総会**。本クラブの年次総会は毎年12月第1例会に開催される

ものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 — 本クラブの毎週の例会は木曜日12時30分に開催するものとする。ただし第3例会は18時30分、第5例会は18時00分より開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 — **定足数**。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 — **理事会**。定例理事会は毎月第1例会前に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 — **理事会の定足数**。理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 — **入会金**。入会金は¥30,000とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 — **会費**。会費は年額¥240,000(ただし、一部は**理事会の承認を得て全会員一律金額を**寄付金(ロータリー財団・米山奨学財団)に充当する**ことができる**)とし、四半期ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年4回7月1日・10月1日・1月1日・4月1日に分け、横浜銀行逗子支店での自動振替を原則として納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭

による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 一 委員会の設置

(a) クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

○**会員増強・退会防止委員会** この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

○**クラブ広報委員会** この委員会は、クラブ会員にクラブ週報およびウェブサイト当を通じて例会およびクラブ活動に関する情報を提供し、会員同士のコミュニケーションを図る。一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

○**クラブ管理運営委員会** この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

○**奉仕プロジェクト委員会** この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

○**ロータリー財団委員会・米山奨学委員会** この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団および米山奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

(b) 会長は、理事会の承認のもとに、各常任委員会の下に必要と考える特定分

野を担当する小委員会・活動委員会を設置することができる。

(c) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(d) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(e) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(f) 各委員会の副委員長は、委員長を補佐する任務を負うものとする。

第10条 委員会の任務

第1節 会長および会長エレクトの責務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I資料を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代育成の部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施にあたるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリ一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限りクラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事によって指定された銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営および慈善・奉仕活動に関する資金である。

第2節 — 会計処理

(a) 入金 は 幹事 および 会計 が 承認 した 入金 伝票 に 基づい て 処理 さ れ な け れ ば な ら ない。

(b) 出金 は 会 長 ま た は 幹 事 の い ず れ か お よ び 会 計 が 承 認 した 出 金 伝 票 に 基 づ い て、振込みをもって処理されなければならない。

(c) 仮払いはしないこととする。

第3節 — 監査

本クラブすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節 — 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より9月30日に至る期間、10月1日より12月31日に至る期間、1月1日より3月31日に至る期間、および4月1日より6月30日に至る期間の四半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日のクラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節 — 予算

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する本会計予算および慈善・奉仕活動運営に関するニコニコ会計予算である。

第13条 会員選挙の方法

第1節 — 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の新会員推薦書によって、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本状に別段の規定のある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 — 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 — 理事会は、新会員推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これを幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。

第4節 — 理事会が決定を承認した場合、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の指名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 — 被推薦者が承諾した場合、速やかに本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブの会員に郵送されなければならない。

第6節 — 告知書が発送されて7日以内に、理事会が会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金および会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 — 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、直後の定例理事会または臨時の理事会において票決を行うものとする。この票決において、理事全員の賛成が得られた場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら本細則に定める入会金および会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第8節 — このような選挙後に、会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは委員会に配属するものとする。

第9節 — 名誉会員および名誉顧問

名誉会員には、クラブ定款第7条第6節(a)に規定する名誉会員の資格条件に基づき理事会において推薦された人を推戴することができる。また名誉顧問には、当該年度の京都紫野ロータリー・クラブ会長を推戴するものとする。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

点鐘

ロータリーソング斉唱

来訪者（ゲスト・ビジター）の紹介

会長の時間
幹事報告
来信、告示事項およびロータリー情報
委員会報告（ある場合）
出席報告
ニコニコボックス発表
新規議事
卓話その他のプログラム
閉会宣言
点鐘

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に行われなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

注：本細則は、クラブ定款またはR I国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案をR I事務総長に提出してR I理事会の審議を乞わなければならない。

第17条 特則

第1節 事務所賃貸借契約に基づく債務

本クラブが賃借人として平成21年7月25日付にて締結した「更新のない定期建物賃貸借契約書」に基づき発生する債務は、クラブの総有財産のみがその責任財産となり、その契約を締結した会長その他役員、理事は個人的に債務ないし責任を負わないことを確認するものとする。

ただし、クラブの総有財産を引き当てたにもかかわらず債務が残存する場合は、賃貸人から債務の履行を請求された時に在籍する会員各自が、残存する債務の範囲において、均分に個人として責任を負うものとする。

附則

2002年9月19日：第1条第4節（b）項変更、同（c）項削除

2003年1月23日：第1条第3節、第4節変更

2004年4月22日：第1条第1節（a）項、第2条第1節、第2節、第3条第1節一部削除・追加

2005年7月28日：一部改正

2006年5月11日：一部改正

2008年6月19日：一部改正

2009年3月21日：一部改正

2009年7月 1日：一部改正

2009年8月26日：一部改正

2010年7月 1日：一部改正